

重 要 事 項 説 明 書

(令和6年 12 月 20 日現在)

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

事 業 者

事業者の名称	社会福祉法人 晃宝会
法人の所在地	奈良市茗荷町 808 番地 1
代表者氏名	松村 圭祐
電話番号	0742-81-0878
実施事業	特別養護老人ホーム ショートステイ デイサービスセンター 居宅介護支援事業 グループホーム ケアハウス ニコニコタクシー 奈良市東部包括支援センター

開設年月日 平成 12 年 9 月 18 日

事業目的 認知症対応型共同生活介護サービスの提供
家庭的な雰囲気の中で、生き甲斐を持ってその人らしく日々の生活を送って頂ける、そのような生活の場を提供致します。

運営の方針 ①ゆったりと流れる時間を大切にします。
②お一人、お一人の生活のリズムを大切にします。
③ご本人の動作を見守り、待つことを大切にします。
④ご家族や地域の皆様との連携を大切にします。

ご利用施設

施設の名称	グループホーム あじさい園
施設の所在地	奈良市茗荷町 805 番地 1
施設長名	松 村 清 子
電話番号/ FAX	0742-81-1393 FAX 0742-81-5006
開 設 日	平成 12 年 9 月 18 日
利 用 定 数	入所 18 名 9 名×2 ユニット (お一人部屋)

施設の概要

敷 地		2,261.08 m ²
建 物	構 造	鉄筋造陸屋根平屋建 (準耐火建築)
	延べ面積	700.5 m ²
	利用定員	18名 9名×2ユニット

居 室 概 要

お一人部屋 18室 (14.85 m²~15.40 m²)

各部屋に洗面設備及びクローゼット有り

各部屋に個別冷暖房設備有り

共 用 施 設 概 要

台所 2ヶ所

居間・食堂 2ヶ所

浴室 2ヶ所

便所 4ヶ所

洗濯・家事室 2ヶ所

協 力 医 療 機 関

塩田医院

住所：奈良市比瀬 358 TEL 0742 - 81 - 0002

木村歯科

住所：奈良市南紀寺町 1 - 219 TEL 0742 - 22 - 8148

職員体制

管理者 1名

(特別養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービス・グループホーム兼務)

介護計画作成担当者 1 ユニット 1名 (介護職兼務)

介護職員 1 ユニット (常勤 5名・非常勤 3名)

勤務体制

昼間 ご入居者 3名 : 介護職 1名 以上 (常勤換算)

夜間 夜勤者 2名

利用料金

< 1 > 介護保険利用者負担分 (1割・2割または3割負担)

R6. 6. 1 現在

	1ヶ月あたりの自己負担分
要支援 2	749 単位×日数
要介護 1	753 単位×日数
要介護 2	788 単位×日数
要介護 3	812 単位×日数
要介護 4	828 単位×日数
要介護 5	845 単位×日数
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位×日数
初期加算	30 単位×30 日(入居日及び退院後)
口腔衛生管理体制加算	30 単位/月
入居者の入退院支援	246 単位/日数(1月に6日を限度)
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5 単位/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位/月
新興感染症等施設療養費	240 単位/日
退所時情報提供加算	250 単位/回
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヵ月の介護報酬総単位数の18.6%

※負担分は、介護保険法の改正にともない変更になる場合があります。(1単位 10.27円)

< 2 > 保険対象外サービス利用料金

(自己負担)

- ① 入居一時金(分割可) 500,000円 / 5年償却
 (5年以内に退去された場合は日割りにて残金を返還いたします
 ただし、3か月以内に退去された場合は全額返還致します。)
- ③ 居室の利用料 40,000円/月
- ④ 食事代 1,500円/日
- ④行事食 +500円/回
- ⑤おやつ代 3,000円/月
- ⑥居室冷暖房費(7月～9月・11月～3月) 3,000円/月
- ⑦冬季加算(11月～3月) 3,000円/月
- ⑧理美容代(カット等) 実 費
- ⑨紙オムツ等の個人的消耗品 実 費
- ⑩教養娯楽費 実 費

- ⑪持込電化製品使用料（１台につき） ５００円/月
 ⑫退去時（居室の状態に応じて料金のご負担をお願いする場合がございます。）
 ⑬ご家族様利用料

貸布団	１式（クリーニング代含む）	２，０００円
食 事	１食	５００円
⑭ 医療保険（病院・医院・訪問看護）		実 費

※消費税は、上記の③④⑤⑥⑩⑫については別途いただきます。

※病院送迎は、協力医療機関以外は基本にご家族様でお願いいたします。

緊急時及び止む得ない場合は法人内で対応いたします。その際タクシー代は実費となります。

施設ご利用の際に留意いただきたい事項

- ① 来訪・面会 事務所受付にて、来園・面会記録簿にご記入ください。
 （ 面会時間 ９：００～２０：００）
 時間外の面会は都度ご連絡下さい。
- ② 外出・外泊 外出・外泊の際には、所定の用紙（事務所にございます）に必要事項をご記入の上、職員にお申し出ください。
- ③ 喫 煙 園内は禁煙です。
- ④ 飲 食 面会時、ご家族と一緒に飲食して頂いて結構です。
 ただし、飲食物をご本人用に置いておかれる場合は、衛生上の問題・誤嚥等の事故防止の為、寮母室にお預け下さいますようお願いいたします。
- ⑤ 迷惑行為 騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
 また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
- ⑥ 宗教活動 施設内での他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動は
 政治活動 ご遠慮願います。

相談援助及び苦情受付窓口

① ご相談や苦情は、以下の専門窓口で受け付けます。

連絡先 TEL 0742-81-1393（代表） FAX 0742-81-5006

受付時間 毎日 9:30 ～ 18:30

※ 緊急の場合は上記時間外でも受け付け可能です。

受付担当者

介護支援専門員 谷 和美

苦情処理解決責任者

園 長 松村 清子

第三者委員

川崎 祥記（弁護士）（0742-22-9000）

谷野 芳枝（税理士）（090-8939-3150）

西井 啓二（晃宝会評議員）（0742-62-5158）

* 事務所窓口・寮母室前に、意見箱 “心の扉” を設置しております。

② 行政機関その他の苦情受付機関

● 奈良市福祉部 介護福祉課

〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号

TEL 0742-34-5422（直通）

受付時間：8:30～17:15（土・日・祝を除く）

● 奈良県国民健康保険団体連合会「介護保険苦情係」

〒634-0061 橿原市大久保町302-1

TEL 0744-29-6811

0120-21-6899（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝を除く）

● 奈良県運営適正化委員会（奈良県社会福祉協議会内）

〒634-0061 橿原市大久保町320-11

TEL 0744-29-1212

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝・年末年始を除く）

緊急時の対応方法

- (1) 介護サービス提供中、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する介護サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (3) サービス提供中に容態の変化があった場合は、主治医及び第一連絡先（連絡取れない場合は第二以降の連絡先）への連絡をいたします。

事故発生時の対応

- (1) 入所者に対する施設サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な対応を行います。
- (2) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を行います。
- (3) 入所者に対する施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、施設が加入している賠償責任保険にて対応します。

損害賠償

(1) 損害賠償責任

- ① 事業者は、利用者に対するサービス提供にあたって、万が一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対し損害を賠償します。ただし利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は、賠償額を減額されることがあります。
- ② 事業者は万が一の事故発生に備え、損害賠償保険に加入しています。

(2) 損害賠償がなされない場合

事業所は自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

【虐待防止に関する担当者 園長 松村清子】

- (2) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員への周知徹底を図っています。
- (4) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (5) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

身体拘束

サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得なかった理由を記し、利用者またはご家族への説明を行います。また、あわせてその他の方法がないか、改善策を検討していきます。

秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業所に所属する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

- (2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者へのサービス提供に必要な利用目的以外に、利用者の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

※介護サービス記録の閲覧について

介護サービスの提供に関する記録書類を整備し、終了の日から5年間保存しております。

ご本人、ご家族、身元引受人は、口頭又もしくは文書にて申し出ただければ、いつでも記録書類の閲覧ができます。

非常災害対策

(1) 防災時の対応

災害現場の状況を把握した上で、地元消防団との連携を密に行い、まず初期防止につとめます。初期における対応が困難な場合、火災・救急・救助機関に速やかに通報し、利用者の安全確保を迅速に行います。

(2) 防災設備

消火器・火災報知器・排煙窓・非常誘導灯・スプリンクラー・電子錠

(3) 防火訓練

年間2回以上の総合訓練・年間1回以上の夜間設定訓練・通報訓練を実施いたします。又、消防団や地域住民の協力を求め、合同で行うこともあります。

業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

衛生管理等について

(1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底いたします。

② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	2024.12.19
【第三者評価機関名】	特定非営利活動法人 N ネット
【評価結果の開示状況】	グループホーム受付にて閲覧可能

重度化対応・終末期ケア対応指針

■ 目 的

グループホームの入居者様が 病状の重度化や加齢により人生の終末期の状態になっても、馴染みの関係で生活を維持し、ご本人が望む場所で最期まで暮らしていくことができるように、医療関係者・ご家族等と協力して対応していく。

■ 重度化した状態・終末期の判断

主治医の判断が基本である。主には ①がんの終末期 ②多様な疾患の重度化 ③老衰 ④その他。

■ 基本的な姿勢（看取りに関する考え方、指針）

病状が重度化した入居者様、あるいは人生の終末期の入居者様に、ご本人の意思決定と尊厳を守りながら、ご本人が望むような人生の過ごし方ができ、グループホームでの生活が継続できるよう致します。そしてグループホームで安らかに最期を迎えられるように最大限の対応を致します。

ご本人の意向については入所段階又は、様態が変化した時に確認します。方法としては、入所時に事前意向確認書、様態が変化した時には同意書による指針の確認をします。

看取りへの移行時期に対する判断については、医師から死期についての家族への説明、様態の変化、食事摂取の様子により判断します。

■ 医療連携

・主治医との連携

主治医の指示・指導のもと必要な医療を行いながら 時に入院による病院での医療とも連携していきます。

・訪問看護ステーションとの連携

主治医と連携しながら、必要な医療を行いつつ、生活の継続を重視して、入居者様の苦痛が少なく心地よい状態で生活できるようにしていきます。

■ ご家族の信頼・協力関係

グループホームでの重度化・終末期の対応を行っていくためには、ご家族との信頼・協力関係は欠かせません。ご家族といっしょにご本人が満足されるような看取りの支援をしていきます。

■ 職員の教育・研修

医療関連専門職との連携で、重度化・終末期ケアが充実するように、職員教育・研修に努めていきます。また、ご家族の意向を重視した密な連携をもつことができるように努力致します。

重度化した場合における（看取り）指針

1. 看取り介護を行う事業施設

グループホームあじさい園

2. ターミナルケアについての基本理念

入所者の重度化に伴い、終末期を終の住処として看取りの介護を希望された方に対し、看取り介護を行う為に必要な「医療」「人」「介護空間」を提供し、具体的には、医療連携体制（医療と施設とのオンコール）を実施し、適切な介護空間において、身体的及び精神的ケアや、痛みや苦痛を緩和する介護技術を獲得した看護・介護職員による看取り介護を、可能な限り住み慣れた施設で受ける事ができるように最大限に努め、これらを持って尊厳あるターミナルケアを目指します。

3. グループホームあじさい園における看取り介護の具体的支援内容

① 身体状況の変化の把握

各職種からの情報収集により、食事摂取状況や日常生活動作、バイタルサインの確認などにより早期の発見と対応に努めます。

② 各職種（介護支援専門員・医師・看護師・介護職）などの参加によるカンファレンスを開催して介護・看護について計画書の修正あるいは変更を行います。

③ 主治医より、病状の説明を行い、今後の治療方針（インフォームドコンセント）について、入所者及びその家族が希望する終末期をイメージする支援を行います。（病院で可能な限りの延命治療を受けたい、もしくは施設において看取り介護を決定する等）

※医療機関に入院することを希望された場合は、入院に向けた支援を行います。

④ ご本人とご家族の意向を踏まえ、ターミナルに向けてプランを作成します。

身体的ケア

- ・医療体制、点滴が必要とされる場合の確認とその他の医療処置の確認を行います。
- ・栄養と水分量の確保（食べる楽しみをどこまで維持し支援できるか）
- ・清潔（口腔ケア・入浴・部分浴・清拭・必要な被服の更衣や寝床空間の清潔を含む）
- ・排泄（尿意便意のある方に対する適切な排泄ケアと便秘に関する調整など）

精神的ケア

- ・疼痛ケア
- ・コミュニケーション（感情の表出を助ける）を重んじます。
- ・環境整備（ご本人の趣味の物を置くなどの生活空間、またはプライバシーの確保・室温空調などに関して配慮します）

※ご家族に対しての支援（精神面や負担感に配慮しながら、十分に看取りの介護に精神面で参加していただけるような支援を行います）談話室・宿泊や付添に関する支援。

⑤ 看取り介護の同意と同意書作成。

⑥ 看取り介護の取り組みと実施。変化する状態に応じた介護・看護についての計画書の修正と変更を行い、ご家族・ご本人へ説明と同意を得ます。（記録の整備）

- ⑦ 臨終時と死後の対応（エンゼルケアその他死装束などの準備・死亡診断書の作成・葬儀に関する情報提供・遺留品の引き渡しについての検討を行います。）
4. 看取り介護の開始時期について
- 看取り介護の開始は、医師により、医学的知見において、回復の見込みがないと判断し、ご家族・ご利用者に病状説明及び判断内容について説明を行い、ご利用者、もしくはご利用者の意思を代弁できる方が終末期を当該施設で過ごすことの同意を受けて実施するものとします。
5. 施設における医療連携体制について
- 24 時間オンコール体制を明確にし、体制マニュアルを整備します。
6. 全職員が、看取り介護に関する共通認識を持ち、一定の研修を設けます。
- ・ターミナルケアの実践に係る知識と理解
 - ・苦痛に関する緩和ケア・精神的ケア
 - ・ターミナル期の介護方法及び技術
 - ・緊急時対応、及び急変時の連絡体制の理解
 - ・報告・記録の整備
 - ・インフォームドコンセントについて
 - ・状態観察（バイタルチェックなど）死の看取り
 - ・エンゼルケア
 - ・死亡診断書について、手続き等に関する理解
 - ・儀礼上の留意事項
 - ・葬儀に関する情報提供について
 - ・遺留品の引き渡し事項について

社会福祉法人 晃宝会 グループホーム あじさい園

グループホーム あじさい園 園長 松村 清子 印

説明担当者 印

私は、本書面に基づいて 社会福祉法人晃宝会 グループホーム あじさい園から、
上記重要事項の説明を受けたことを確認し同意します。

令和 年 月 日

ご利用者 住 所

氏 名 印

ご利用者のご家族
又は身元引受人 住 所

氏 名 印

続 柄